

1 環境騒音及び自動車騒音

(1) 騒音に係る環境基準について

ア 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条の規定に基づき騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持することが望ましい基準として定められており、各種騒音防止施策の目標となるものである。

○ 騒音に係る環境基準(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

- ・ 道路に面する地域以外の地域（一般地域）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

- ・ 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては、40デシベル以下）によることができる。	

- (注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
 (1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）
 (2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路
 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

＜環境基準の評価＞

環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。

- 1 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。
この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。
- 2 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
- 3 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。
- 4 騒音の測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を用いることとする。
- 5 騒音の測定に関する方法は、原則として日本工業規格Z 8731による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。
なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。

＜環境基準の地域としての評価＞

環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。

- 1 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。
- 2 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。

イ 騒音に係る環境基準の類型指定状況

対 象 市 町 (19市8町)	地域の類型	類型をあてはめる地域
鹿兒島市 志布志市	A	都市計画法の用途地域のうち 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
鹿屋市 奄美市		
枕崎市 南九州市		
阿久根市 伊佐市		
出水市 始良市		
指宿市 さつま町		
西之表市 湧水町	B	都市計画法の用途地域のうち 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
垂水市 錦江町		
薩摩川内市 肝付町		
日置市 中種子町	C	都市計画法の用途地域のうち 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
曾於市 瀬戸内町		
霧島市 和泊町		
いちき串木野市 知名町		
南さつま市		

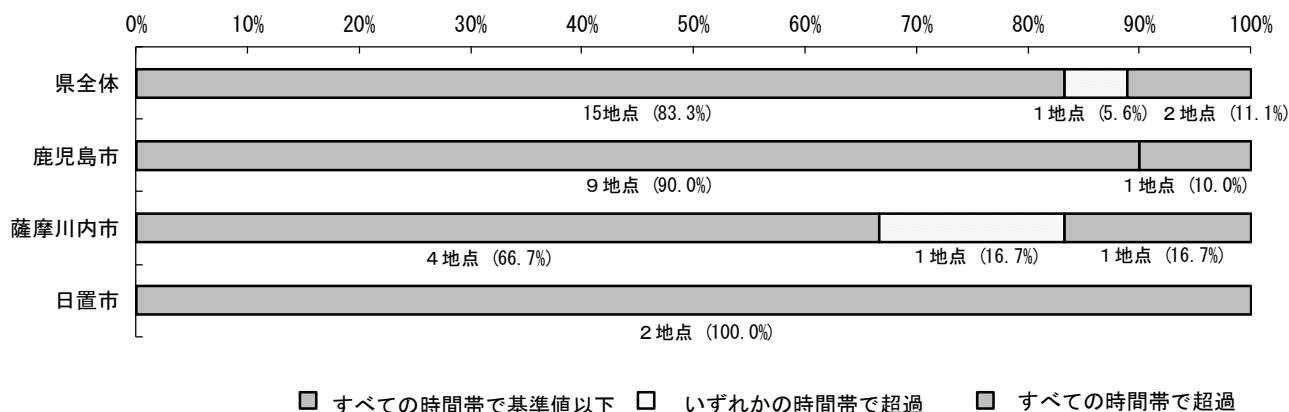
※ 本県においては、AA類型に指定している地域はない。

ウ 調査結果の概要

平成30年度に実施した騒音に係る環境基準の調査結果は、次の図に示すとおりである。

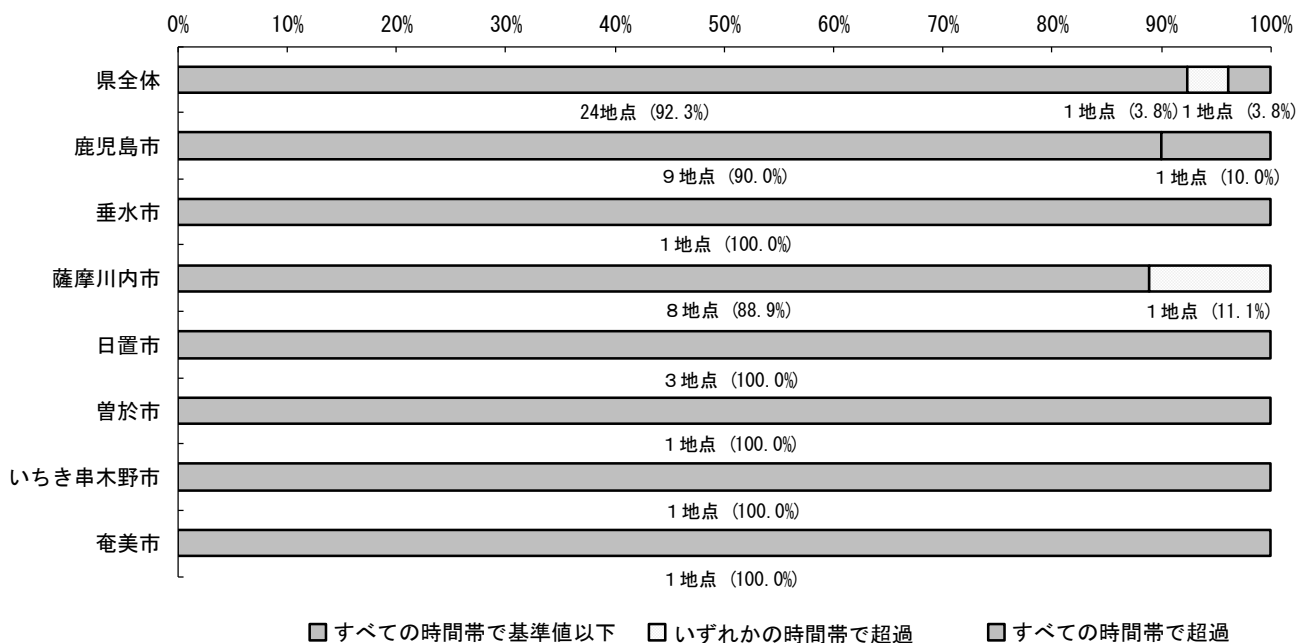
道路に面する地域以外の地域（一般地域）については、全測定地点（18地点）のうち、昼間及び夜間の時間帯とも環境基準を達成している測定地点は83.3%（15地点）、いずれかの時間帯のみで基準値を超過している地点は5.6%（1地点）、すべての時間帯で基準値を超過している地点は11.1%（2地点）であった。

(ア) 騒音に係る環境基準(一般地域)の調査結果概要



(注) 本図のデータは、平成30年度に測定を実施した市町村のうち県へデータの提供があったものである。

(イ) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)の調査結果<点的評価>概要



(注) 本図のデータは、平成30年度に測定を実施した市町村のうち県へデータの提供があったものである。

(ウ) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)の調査結果<面的評価>概要

県が調査したさつま町ほか7町の計29区間（3,047戸）における環境基準(道路に面する地域)を達成している戸数の割合は、昼間及び夜間の時間帯ともに100%であった（自動車騒音常時監視結果）。

(注)：市は県とは別に調査を行っている。

エ 調査結果の詳細

(ア) 道路に面する地域以外の地域(一般地域)における騒音調査結果(市実施)

単位：デシベル

市町村	番号	測定地点	用途地域 (注1)	環境基準 類型	測定年月日		測定値(LAeq)		環境基準		達成状況		
					開始日	終了日	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜
鹿児島市	1	小川町	商	C	H31.1.17	H31.1.18	54	47	60	50	○	○	○
	2	明和2丁目	1低	A	H31.1.17	H31.1.18	49	40	55	45	○	○	○
	3	平之町	2住	B	H31.1.17	H31.1.18	57	48	55	45	×	×	×
	4	千日町	商	C	H31.1.17	H31.1.18	56	50	60	50	○	○	○
	5	西田3丁目	1住	B	H31.1.17	H31.1.18	46	39	55	45	○	○	○
	6	荒田1丁目	1住	B	H31.1.17	H31.1.18	53	44	55	45	○	○	○
	7	星ヶ峯3丁目	1低	A	H31.1.17	H31.1.18	49	39	55	45	○	○	○
	8	田上台1丁目	1低	A	H31.1.17	H31.1.18	44	32	55	45	○	○	○
	9	中山2丁目	1低	A	H31.1.29	H31.1.30	50	40	55	45	○	○	○
	10	真砂町	1住	B	H31.1.29	H31.1.30	51	42	55	45	○	○	○
薩摩川内市	1	御陵下町	1中	A	H31.1.21	H31.1.22	59	46	55	45	×	×	×
	2	宮内町	1住	B	H31.1.21	H31.1.22	52	48	55	45	○	×	×
	3	御陵下町	1住	B	H31.2.20	H31.2.21	51	39	55	45	○	○	○
	4	入来町副田	1住	B	H31.2.28	H31.3.1	50	38	55	45	○	○	○
	5	白和町	近商	C	H31.2.20	H31.2.21	51	41	60	50	○	○	○
	6	西開閨町	近商	C	H31.1.21	H31.1.22	54	43	60	50	○	○	○
日置市	1	伊集院町	1低	A	H30.11.21	H30.11.22	42	36	55	45	○	○	○
	2	伊集院町	1中	A	H30.11.21	H30.11.22	49	43	55	45	○	○	○

	基準値	
	昼間	夜間
A・B 類型	55	45
C 類型	60	50

(注) 都市計画法に基づく用途地域。以下の略称を用いる。

1低＝第一種低層住居専用地域、2低＝第二種低層住居専用地域、1中＝第一種中高層住居専用地域、
2中＝第二種中高層住居専用地域、1住＝第一種住居地域、2住＝第二種住居地域、準住＝準住居地域、
近商＝近隣商業地域、商＝商業地域、準工＝準工業地域、工＝工業地域

(イ) 道路に面する地域における調査結果<点的評価>(市実施)

単位：デシベル

市名	番号	路線	測定地点	上下区分 (注1)	近接空間 (注2)	車線数 (注3)	用途地域 (注4)	環境基準 類型	測定年月日		24h 測定 (注5)	測定値(LAeq)		環境基準	
									開始日	終了日		昼間	夜間	昼間	夜間
鹿児島市	1	一般国道224号	桜島赤水町	下	○	2	外	-	H31.2.12	H31.2.13	○	67	60	70	65
	2	鹿児島川辺線	下福元町	下	○	1	未	-	H31.2.4	H31.2.5	○	56	47	70	65
	3	伊集院蒲生溝辺線	郡山町	上	○	2	外	-	H31.2.12	H31.2.13	○	68	61	70	65
	4	鹿児島停車場線	易居町	上	○	4	商	C	H31.2.12	H31.2.13	○	69	65	70	65
	5	徳重横井鹿児島線	犬迫町	上	○	2	未	-	H31.2.12	H31.2.13	○	65	54	70	65
	6	鹿児島港城南線	城南町	下	○	4	準工	C	H31.2.12	H31.2.13	○	73	70	70	65
	7	郡元鹿児島港線	東郡元町	下	○	4	準工	C	H31.2.4	H31.2.5	○	68	65	70	65
	8	郡元真砂線	真砂町	上	○	4	1住	B	H31.2.4	H31.2.5	○	60	52	70	65
	9	南港1号線	新栄町	上	○	4	工	C	H31.2.4	H31.2.5	○	65	58	70	65
	10	小松原山田線	東谷山6丁目	下	○	4	準住	B	H31.2.4	H31.2.5	○	70	64	70	65
垂水市	垂水南之郷線	田神	上		2	未	B	H30.11.14	H30.11.15	○	32	30	65	60	
薩摩川内市	1	市道大小路・中郷線	大小路町	下		2	1住	B	H31.2.28	H31.3.1	○	63	54	65	60
	2	市道隈之城・高城線	東大小路町	下		2	2住	B	H30.11.29	H30.11.30	○	64	57	65	60
	3	市道向田・高城線	神田町	上		2	近商	C	H30.11.29	H30.11.30	○	65	57	65	60
	4	県道川内祁答院線	平佐町	上	○	2	1中	A	H31.2.20	H31.2.21	○	60	51	70	65
	5	国道3号	御陵下町	上	○	4	近商	C	H31.2.19	H31.2.20	○	70	61	70	65
	6	国道267号	国分寺町	下	○	2	準住	B	H30.11.29	H30.11.30	○	67	60	70	65
	7	国道3号	上川内町	下	○	2	準工	C	H30.11.29	H30.11.30	○	71	63	70	65
	8	県道百次木場茶屋線	川永野町	上	○	2	外	-	H30.11.29	H30.11.30	○	70	61	70	65
	9	国道3号	尾白江町	上	○	4	外	-	H30.11.29	H30.11.30	○	70	63	70	65
日置市	1	市道くすの木通り線	伊集院町妙円寺			2	第2中	A	H30.11.21	H30.11.22	○	56	47	60	55
	2	県道鹿児島東市来線	伊集院町郡		○	2	第1住	B	H30.11.21	H30.11.22	○	62	56	70	65
	3	県道鹿児島東市来線	伊集院町下谷口		○	2	準住		H30.11.21	H30.11.22	○	67	63	70	65
曾於市	末吉財部線	末吉町深川	上	○	2	未	B	H30.12.13	H30.12.14	○	64	53	70	65	
いちき串木野市	一般国道3号	湊町	下	○	2	近商	C	H30.12.5	H30.12.6	○	69	62	70	65	
奄美市	一般国道58号線	名瀬古田町	上	○	2	近商	C	H31.3.5	H31.3.6	○	66	59	70	65	

(注1) 道路の上り、下りのどちら側で測定したか

(注2) 測定地点が、「幹線交通を担う道路に近接する空間」であれば「○」、それ以外は空欄

(注3) 上下合計した車線数。例：上り1車線、下り1車線の場合の車線数は2

(注4) 都市計画法に基づく用途地域。以下の略称を用いる

1低：第一種低層住居専用地域、2低：第二種低層住居専用地域、1中：第一種中高層住居専用地域、

2中：第二種中高層住居専用地域、1住：第一種住居地域、2住：第二種住居地域、準住：準住居地域、

近商：近隣商業地域、商：商業地域、準工：準工業地域、工：工業地域、未：用途地域内の未指定地域、外：用途地域外

(注5) 1日24時間の測定を行ってれば「○」、それ以外は空欄

(ウ) 道路に面する地域における騒音調査結果<面的評価>(県, 市実施)

環境基準達成状況【達成率】																
実施主体	区分	評価区間延長(km)	評価区間数(区間)	評価結果(全体)				評価結果(近接空間)				評価結果(非近接空間)				
				住居等戸数(戸)	昼・夜	昼間	夜間	住居等戸数(戸)	昼夜	昼間	夜間	住居等戸数(戸)	昼夜	昼間	夜間	
県全体	道路種類別の内訳	高速自動車国道	18.7	12	763	98.4%	98.4%	98.4%	266	95.5%	95.5%	95.5%	497	100.0%	100.0%	100.0%
		一般国道	270.5	202	26,878	84.6%	85.3%	85.8%	11,060	76.1%	77.3%	78.2%	14,764	97.1%	97.4%	97.7%
		県道	378.8	256	34,702	92.6%	92.9%	94.6%	14,789	92.0%	92.8%	93.9%	19,189	96.5%	96.6%	98.7%
		4車線以上の市町村道	20.8	21	15,683	97.6%	98.0%	98.8%	7,754	95.6%	96.2%	97.8%	7,929	99.7%	99.7%	99.9%
	合計	688.8	491	78,026	90.9%	91.4%	92.5%	33,869	87.7%	88.5%	89.7%	42,379	97.3%	97.5%	98.6%	
					70,937	71,290	72,155		29,691	29,978	30,373		41,246	41,312	41,782	
県実施(町村の区域)	道路種類別の内訳	一般国道	70.7	25	2,286	100.0%	100.0%	100.0%	926	100.0%	100.0%	100.0%	1,360	100.0%	100.0%	100.0%
		県道	21.2	4	761	100.0%	100.0%	100.0%	319	100.0%	100.0%	100.0%	442	100.0%	100.0%	100.0%
	合計	91.9	29	3,047	100.0%	100.0%	100.0%	1,245	100.0%	100.0%	100.0%	1,802	100.0%	100.0%	100.0%	
					3,047	3,047	3,047		1,245	1,245	1,245		1,802	1,802	1,802	
鹿児島市	道路種類別の内訳	高速自動車国道	18.7	12	763	98.4%	98.4%	98.4%	266	95.5%	95.5%	95.5%	497	100.0%	100.0%	100.0%
		一般国道	101.8	87	15,984	81.7%	82.7%	83.2%	7,388	65.8%	67.4%	67.9%	8,596	95.4%	95.9%	96.3%
		県道	268.0	189	28,405	93.6%	94.0%	96.1%	12,458	90.8%	91.5%	93.0%	15,947	95.8%	95.9%	98.5%
		4車線以上の市町村道	20.8	21	15,683	97.6%	98.0%	98.8%	7,754	95.6%	96.2%	97.8%	7,929	99.7%	99.7%	99.9%
	合計	409.3	309	60,835	91.6%	92.1%	93.4%	27,866	85.5%	86.5%	87.7%	32,969	96.7%	96.8%	98.3%	
					55,707	56,022	56,835		23,831	24,092	24,435		31,876	31,930	32,400	
鹿屋市	道路種類別の内訳	一般国道	4.1	6	585	99.1%	99.7%	99.1%	135	100.0%	100.0%	100.0%	450	98.9%	99.6%	98.9%
		合計	4.1	6	585	99.1%	99.7%	99.1%	135	100.0%	100.0%	100.0%	450	98.9%	99.6%	98.9%
					585	583	580		135	135	135		445	448	445	
枕崎市	道路種類別の内訳	一般国道	2.0	2	379	100.0%	100.0%	100.0%	127	100.0%	100.0%	100.0%	252	100.0%	100.0%	100.0%
		合計	2.0	2	379	100.0%	100.0%	100.0%	127	100.0%	100.0%	100.0%	252	100.0%	100.0%	100.0%
					379	379	379		127	127	127		252	252	252	
阿久根市	道路種類別の内訳	県道	13.1	1	1,325	98.7%	99.7%	98.7%	574	97.0%	99.3%	97.0%	751	100.0%	100.0%	100.0%
		合計	13.1	1	1,325	98.7%	99.7%	98.7%	574	97.0%	99.3%	97.0%	751	100.0%	100.0%	100.0%
					1,308	1,321	1,308		557	570	557		751	751	751	
					1,308	1,321	1,308		557	570	557		751	751	751	
出水市	道路種類別の内訳	一般国道	9.5	6	697	97.6%	99.1%	97.6%	270	94.8%	98.9%	94.8%	427	99.3%	99.3%	99.3%
		県道	3.7	5	255	100.0%	100.0%	100.0%	99	100.0%	100.0%	100.0%	156	100.0%	100.0%	100.0%
	合計	13.2	11	952	98.2%	99.4%	98.2%	369	96.2%	99.2%	96.2%	583	99.5%	99.5%	99.5%	
					935	946	935		355	366	355		580	580	580	
指宿市	道路種類別の内訳	一般国道	1.9	1	278	94.6%	94.6%	100.0%	101	85.1%	85.1%	100.0%	177	100.0%	100.0%	100.0%
		合計	1.9	1	278	94.6%	94.6%	100.0%	101	85.1%	85.1%	100.0%	177	100.0%	100.0%	100.0%
					263	263	278		86	86	101		177	177	177	
					263	263	278		86	86	101		177	177	177	
西之表市	道路種類別の内訳	一般国道	1.9	1	348	100.0%	100.0%	100.0%	154	100.0%	100.0%	100.0%	194	100.0%	100.0%	100.0%
		合計	1.9	1	348	100.0%	100.0%	100.0%	154	100.0%	100.0%	100.0%	194	100.0%	100.0%	100.0%
					348	348	348		154	154	154		194	194	194	
					348	348	348		154	154	154		194	194	194	
垂水市	道路種類別の内訳	県道	1.3	1	168	100.0%	100.0%	100.0%	65	100.0%	100.0%	100.0%	103	100.0%	100.0%	100.0%
		合計	1.3	1	168	100.0%	100.0%	100.0%	65	100.0%	100.0%	100.0%	103	100.0%	100.0%	100.0%
					168	168	168		65	65	65		103	103	103	
					168	168	168		65	65	65		103	103	103	

注) 2行になっている欄は、上段が環境基準達成率、下段が戸数

実施主体	環境基準達成状況【達成率】															
	区分	評価区間延長(km)	評価区間数(区間)	評価結果(全体)				評価結果(近接空間)				評価結果(非近接空間)				
				住居等戸数(戸)	昼・夜	昼間	夜間	住居等戸数(戸)	昼夜	昼間	夜間	住居等戸数(戸)	昼夜	昼間	夜間	
薩摩川内市	道路種類別の内訳	一般国道	1.7	4	209	100.0%	100.0%	100.0%	99	100.0%	100.0%	100.0%	110	100.0%	100.0%	100.0%
						209	209	209		99	99	99		110	110	110
	合計	1.7	4	209	100.0%	100.0%	100.0%	99	100.0%	100.0%	100.0%	110	100.0%	100.0%	100.0%	
日置市	道路種類別の内訳	一般国道	23.2	21	1,072	98.3%	99.3%	98.3%	459	98.7%	100.0%	98.7%	613	98.0%	98.9%	98.0%
						1,054	1,065	1,054		453	459	453		601	606	601
	合計	29.1	30	1,796	99.0%	99.6%	99.0%	719	99.2%	100.0%	99.2%	1,077	98.9%	99.4%	98.9%	
曾於市	道路種類別の内訳	一般国道	16.5	12	531	95.9%	96.0%	95.9%	180	88.3%	88.3%	88.3%	351	99.7%	100.0%	99.7%
						509	510	509		159	159	159		350	351	350
	合計	45.8	32	1,314	97.5%	97.6%	97.5%	532	94.0%	94.0%	94.0%	782	99.9%	100.0%	99.9%	
霧島市	道路種類別の内訳	一般国道	4.1	6	585	99.1%	99.7%	99.1%	135	100.0%	100.0%	100.0%	450	98.9%	99.6%	98.9%
						580	583	580		135	135	135		445	448	445
	合計	4.1	6	585	99.1%	99.7%	99.1%	135	100.0%	100.0%	100.0%	450	98.9%	99.6%	98.9%	
いちき串木野市	道路種類別の内訳	一般国道	17.7	15	1,173	93.5%	93.5%	99.9%	402	84.3%	84.3%	100.0%	771	98.3%	98.3%	99.9%
						1,097	1,097	1,172		339	339	402		758	758	770
	合計	31.0	27	1,727	95.6%	95.6%	99.9%	640	90.2%	90.2%	100.0%	1,087	98.8%	98.8%	99.9%	
南さつま市	道路種類別の内訳	一般国道	9.0	9	790	100.0%	100.0%	100.0%	326	100.0%	100.0%	100.0%	464	100.0%	100.0%	100.0%
						790	790	790		326	326	326		464	464	464
	合計	20.4	14	1,328	100.0%	100.0%	100.0%	534	100.0%	100.0%	100.0%	794	100.0%	100.0%	100.0%	
志布志市	道路種類別の内訳	県道	2.3	3	270	99.6%	99.6%	99.6%	72	100.0%	100.0%	100.0%	198	99.5%	99.5%	99.5%
						269	269	269		72	72	72		197	197	197
	合計	2.3	3	270	99.6%	99.6%	99.6%	72	100.0%	100.0%	100.0%	198	99.5%	99.5%	99.5%	
奄美市	道路種類別の内訳	一般国道	2.7	2	1,421	100.0%	100.0%	100.0%	582	100.0%	100.0%	100.0%	839	100.0%	100.0%	100.0%
						1,421	1,421	1,421		582	582	582		839	839	839
	合計	3.1	3	1,834	100.0%	100.0%	100.0%	760	100.0%	100.0%	100.0%	1,074	100.0%	100.0%	100.0%	
南九州市	道路種類別の内訳	一般国道	2.2	4	211	100.0%	100.0%	100.0%	77	100.0%	100.0%	100.0%	134	100.0%	100.0%	100.0%
						211	211	211		77	77	77		134	134	134
	合計	2.7	5	312	100.0%	100.0%	100.0%	119	100.0%	100.0%	100.0%	193	100.0%	100.0%	100.0%	
伊佐市	道路種類別の内訳	一般国道	1.5	1	329	100.0%	100.0%	100.0%	152	100.0%	100.0%	100.0%	177	100.0%	100.0%	100.0%
						329	329	329		152	152	152		177	177	177
	合計	1.5	1	329	100.0%	100.0%	100.0%	152	100.0%	100.0%	100.0%	177	100.0%	100.0%	100.0%	
始良市	道路種類別の内訳	県道	8.4	5	405	99.5%	100.0%	99.5%	184	98.9%	100.0%	98.9%	221	100.0%	100.0%	100.0%
						403	405	403		182	184	182		221	221	221
	合計	8.4	5	405	99.5%	100.0%	99.5%	184	98.9%	100.0%	98.9%	221	100.0%	100.0%	100.0%	

注) 2行になっている欄は、上段が環境基準達成率、下段が戸数

(2) 自動車騒音要請限度について

ア 自動車騒音の要請限度

要請限度は、騒音規制法第17条第1項に基づき、市町村長が都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請する際の限度として、省令（平成12年3月2日総理府令第15号）により次のように定められている。

○ 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度(要請限度)

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分	
		昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～翌日の午前6時)
1	a 区域及びb 区域のうち1 車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

(特例) 幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の道路の敷地境界線から15mまで、2車線を超える道路の敷地境界線から20mまで）に係る限度は、右表を用いる。

昼 間	夜 間
75デシベル	70デシベル

イ 本県における区域区分

本県においては、県内ほぼ全域が騒音規制法に基づく指定地域となっている。指定地域内における区域は、おおむね次表のとおりであるが、用途地域の定められていない地域については、原則としてb区域としている。

区域の区分	指 定 地 域
a 区域	専ら住居の用に供される区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b 区域	主として住居の用に供される区域 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
c 区域	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域